

# 回覧

自治会法人  
松葉町自治会

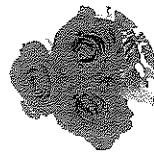
## 自治会だより

令和6年12月1日  
令和6-08号  
総務部



松葉町ホームページ  
はちら

### \*\*\*\*\* 令和6年11月度 定例役員会 議事報告 \*\*\*\*\*



12月の誕生花  
赤いバラ

開催日：令和6年11月9日（土）

#### 会長挨拶

以下の5点について話がありました。

- ・防災フェスタ11月16日、17日 青葉小学校にて開催。
- ・避難場所と自治会加入呼び掛けのプレート、各組配布と掲示板への貼付。
- ・交通安全教室 12月6日午後2:30～3:20 緑が丘中学校校庭にて開催。
- ・警察署より「屋根修理詐欺多発中」、防犯について改めて注意喚起。  
対策はインターフォン越しでの対応、防犯カメラ、あいさつ運動など。
- ・野良猫への餌やりをしないようにお願い。（回覧発行）

#### 協議事項

##### ① 本部より

特にありません。

##### ② 専門部より

- ・体育部より令和7年1月12日（日）実施予定の「どんと焼き」実行委員会発足について提起され、挙手により採決して承認されました。  
(11月24日(日)に第1回実行委員会が開催されました)
- ・防犯防災部より、各組町内年末警戒を12月26日(金)、27日(金)の両日で午後8時前後に実施してほしいとの説明があり、了承されました。

#### 報告事項

##### ① 本部より

- ・各組町内図の確認修正、専門部長候補選出、次年度各組役員名簿について提出のお願いがありました。いずれも提出期限：令和7年1月31日(金)

##### ② 専門部より

- ・広報部より、役員会後の地区別意見交換の中でスマホアプリ「My自治会」利用のアンケート記入、提出のお願いがありました。
- ・環境整備部より、11月10日(日)町内清掃とごみと資源の勉強会への参加協力について再度呼び掛けがありました。

#### その他

特にありません。

その後4地区に分かれて、スマホアプリ「My自治会」利用アンケート記入、専門部長候補や防災訓練内容について意見が交わされました。

裏面につづく

スマートフォンアプリについては、回覧以外のリアルタイムで空き巣などの情報や魅力ある情報発信がほしい。意見が言えるようになるといい。  
防災訓練の内容については、起震車の体験、煙の体験、プールの水を浄化する体験などやってほしい、などの意見がありました。

### 【配布資料】

- 資料① 各組町内年末警戒の実施について  
資料② スマホアプリ「My自治会」利用アンケート  
資料③ 各組町内図の確認について

### 【次回の予定】

令和6年12月14日（土）19:30～20:30を予定しています。

### 【会議出席者情報】

本部役員

会長	副会長	総務	会計	広報	体育
○	○	○	○	○	○
文化	情報宣伝	福祉厚生	環境整備	会館管理	防犯防災
○	×	○	○	×	○

組代表

1組	2組	3組	4組	5組	6組	7組	8組	9組	10組	11組	12組
○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13組	14組	15組	16組	17組	18組	19組	20組	21組	22組	23組	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

### 【あいさつ運動: 今月の標語】

## 『あいさつは、心のとびら、開く力ギ』

(令和5年度「あいさつ運動標語」優秀作品)

## 回 覧

令和6年 12月 1日

松葉町自治会 会員各位

松葉町自治会 会長 馬場 吉博  
防犯防災部長 清水 信夫

### 12月の「防犯」と「交通事故等の防止」について

今年も早くも12月となり何かとお忙しいことだと思いますが、標記の件につきましては、十分お気を付けくださいますようお願い申し上げます。

最近は、凶悪犯罪が多発しております。また、今年に入り9月末までに、松葉町内で刑法犯罪が、15件発生しています。別添の「わが家と街の防犯の心がけ」を参照してください。

#### 記

##### I. 防犯

###### 1. 凶悪犯罪についての注意事項

- ① 外回りの営業者が来ても、玄関に出ない！ 会話しない！
  - ・リフォーム、屋根修理、外壁塗装等の詐欺が多発中
- ② 知らない人からの電話に出ない！ 会話しない！
  - ・会話すると切られてしまふ。情報を漏らしてしまう。
  - ・詐欺の前兆電話かもしれません。
- ③ 不安になったら、相模原警察署と相談（754-0110）

###### 2. 特殊詐欺について

- ① 別添のチラシをご覧ください
- ② 光が丘地区の振り込め詐欺被害は、9月の1ヶ月で3件210万
- ③ 犯人は、さまざまな人になりすましてお金をだまし取ろうとして来ます。
  - ・詐欺の前兆電話に要注意です！

「お金」「キャッシュカード」「通帳」といった単語が会話の中で出てきたら、詐欺の前兆電話だと疑いましょう。

###### 3. 空き巣について

- ① 9月に、1丁目で2件の空き巣が発生しています
- ② 手口の一端を紹介しますので、皆さん十分気をつけましょう。
  - ・事前に訪問セールスを装って、狙った家の不在確認。  
(インターホン越し)
  - ・近くに車（窓スモーク）を止めて、狙った家が不在になる時を見計らう
  - ・日中に犬の散歩、買い物などで20分程度家を空けた。そのすきに侵入
  - ・侵入口は、鍵のかかっている玄関ではなく、家の裏手で人目の届きに（裏面へ）

くい“ガラス窓”か“ガラス戸”的部分を小さく切って割り、手を入れて鍵を開けて侵入。

- ・10分くらいで全部屋を物色し、現金か貴金属を狙う。

### III. 交通事故防止について

1. 車だけでなく自転車も「飲酒運転厳禁」(11月1日から交通法規が改正)
2. 陽光台地区で9月末迄の、交通事故は10件発生(1月~9月)
3. 自転車の盗難も多発しています。(7割が無施錠)  
\*わずかな時間でも必ず錠をかけましょう(ツーロック!!)
4. 別添のチラシをご覧ください。

\*\*防犯対策\*\* 通りで人に会ったら挨拶しましょう。

挨拶は、犯罪の抑止につながります。

空き巣は顔を覚えられるのを嫌います。

\*\*\*

以 上

## 空き巣に注意

ゴミ出しなど短時間の外出でも、必ず玄関を“施錠”する習慣を。



※上階の窓や  
風呂場の小窓も  
忘れずに!

防犯カメラや  
センサーライト  
の活用も  
効果的です。

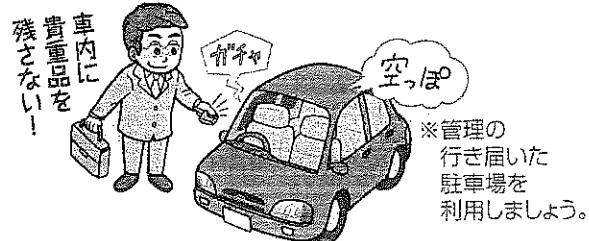
在宅中に侵入する  
居空き、忍込みにも注意!

泥棒と鉢合わせになると危険です。施錠の習慣をつけましょう。  
※ドアチェーンやドアガード、補助錠の活用を!

無料点検など、突然の訪問にはドア越しに対応し、不要な件は、「必要ありません」とはっきり断りましょう。

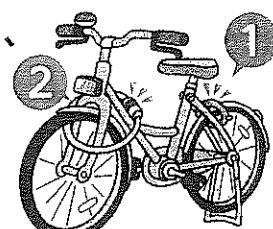
## 車や自転車の盗難防止

車を離れるときは、わずかな時間でも窓を閉め、ドアをロックする習慣を。



自転車を止めたら、  
いつでもどこでも②  
“2ロック”を。

※異なるタイプの  
2つのカギを  
かけましょう。



## ひつたくりを回避

明るく人通りの多い道を利用し  
“周囲を警戒”

バッグが建物側になるように持ちましょう。

※ショルダーバッグは  
たすき掛けに!



## やめましょう 「ながらスマホ」

※接近してくる人やバイクなど、不審者に気づきにくくなり、判断や対応が遅れます。

## 特殊詐欺を警戒

家族や公的機関を名乗る者に  
「トラブル解決のお金が必要」と  
電話で言われても…



「防犯機能付電話」を  
活用したり、  
「留守番電話」に  
設定しておきましょう。

※録音されると証拠が残るため、  
詐欺犯は留守番電話を嫌います。

「サイト利用料が未納」と料金を請求されても  
身に覚えのない請求は無視!  
電子マネーカードを買ってID番号を教えない!



## SNS型投資詐欺にも注意!

SNSをきっかけに、投資のグループLINE等に  
招待され、投資を勧められたら、詐欺を疑いましょう。

- ・仕組みの不明な投資はしない。
- ・個人名義の口座には絶対振り込まない。

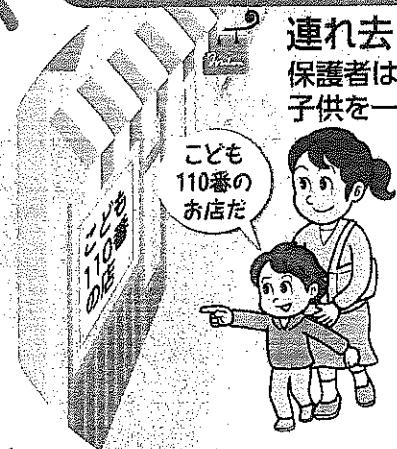


不安を感じたら相談を。  
警察総合相談窓口 #9110  
消費者ホットライン 188(いやや)

## 不審者から子供を守る

### 連れ去りや性犯罪等を警戒!

保護者は「送り迎え」をするなど、  
子供を一人にしないようにしましょう。



- ・子供の成長と理解力に応じて、「自分で自分の身を守る」ために必要な防犯の知識を教え、「走る」「大声を出す」などの訓練を行いましょう。
- ・子供の活動範囲と一緒に歩きながら、子供が「怖い」と思ったときなどに守ってくれる場所(家や店)を確認しましょう。

## ながら見守り

清掃や買い物、  
散歩などを  
しながら、  
子供を守る  
地域の目を  
光らせましょう。



ゴミの散乱や落書きを放置しないなど  
不審者を寄せつけない地域づくりをしましょう。



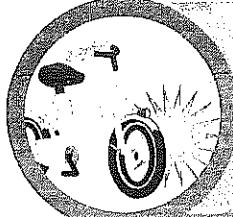


還付金詐欺に  
騙されないで!!  
**60歳代の被害が増えています。**

還付金詐欺が急増しています。

「私は関係ない」と思っている、あなた狙われていますよ。

電話でお金の話になったら、詐欺と疑ってください。



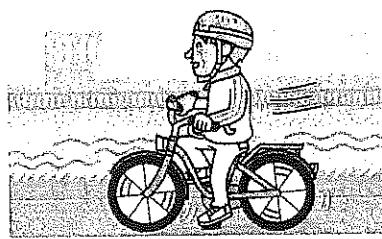
# 自転車

運転中の交通事故を  
防ぎましょう!

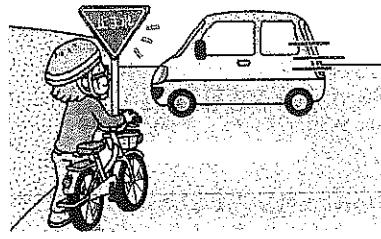
自転車は身近で便利な乗り物ですが、筋力やバランス能力の低下により若いころのように乗りこなせない危険があるので注意しましょう。また、自転車は「軽車両」に位置づけられ、交通ルール違反には罰則があることも忘れてはいけません。

## 自転車運転中の事故を防ぐポイント

- 死亡事故や重傷事故を防ぐために、自転車に乗るときはヘルメットを着用しましょう。



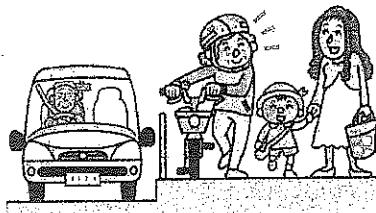
- 一時停止標識のある場所では、必ず停止線の手前で停止し、安全を確かめてから通行しましょう。



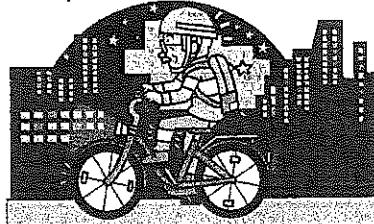
- 傘を差しながら、携帯電話で話しながら……といった危険な「ながら運転」はやめましょう。



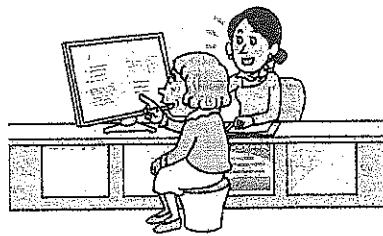
- 自転車は車道の左側通行が原則です。歩道を通行するときは歩行者を優先しましょう。



- 夕暮れや夜間はライトを必ず点灯しましょう。また、反射材も積極的に活用しましょう。



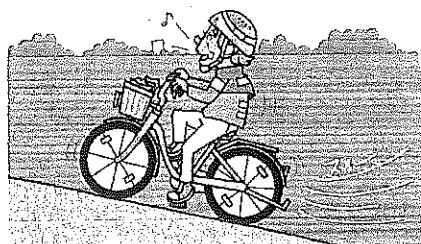
- 自転車事故でけがをしたり人けがを負わせたりした場合に備えて、保険へ加入しましょう。



## 「電動アシスト自転車」を安全に利用しましょう

少ない力で坂道なども簡単に上れる「電動アシスト自転車」は高齢者にも人気です。ただ、一般的の自転車よりも重いことや想定以上の速度が出るなど、利用する場合は注意が必要です。以下を参考に安全な操作方法を覚えましょう。

- ペダルに片足をかけて助走する「けんけん乗り」は、急に速度が上がる危険があるのでしない。
- 意図せぬ発進を防ぐため、停車時はブレーキをかけ、ペダルに足をかけない。
- 狭い歩道での徐行などバランスを保ちにくいときは押して歩く。その際は手だけでなく腰でも車体を支える。



## 自転車利用者のみなさん

### ヘルメットの着用

事故や転倒の際、頭を守ることが大切です。

自転車乗用中、事故で亡くなった人の約半数が頭部を損傷して、うち約9割がヘルメット非着用でした。(令和5年警察庁)



### 自転車の乗車用ヘルメットの

着用は努力義務です!(令和5年4月1日から)

運転する時にかぶる他、保護者は幼児を幼児用座席に乗せるときや、幼児や児童が自転車を運転するときも、子どもにヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。

万が一の事故に備えて

自転車保険等に加入しましょう!

### 守りましょう! 自転車安全利用五則

(令和4年11月1日 中央交通安全対策会議 交通対策本部決定)

①車道が原則、左側を通行

歩道は例外、歩行者を優先



②交差点では



信号と

一時停止を守って、  
安全確認



③夜間はライトを点灯



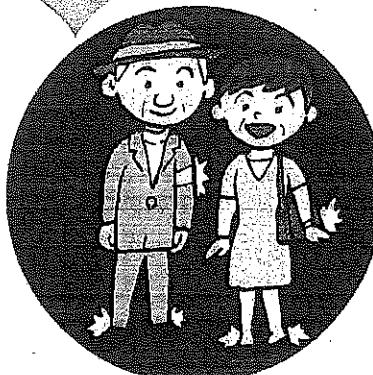
ながら  
スマホで  
運転するのは  
ダメ!

④飲酒運転は禁止

⑤ヘルメットを着用

### 反射材・LEDの着用

夕暮れ時や夜間は、自分の存在が目立つような工夫が大切です。



\*白などの明るい色の服装も  
おしゃれな上品

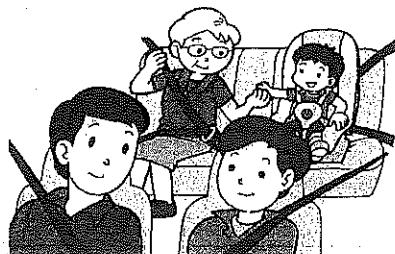
## 一人ひとりが 身につけよう!

## ドライバーのみなさん

### シートベルトの着用

全ての席で、正しく着用することが大切です。

急ブレーキや事故の衝撃は想像以上になります。  
前席と同様に、後部座席も  
シートベルトで身を守りましょう。

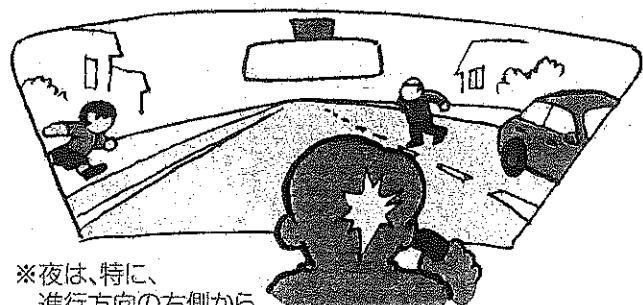


子どもには  
体に合った  
チャイルド  
シートを!

### 命を守る

小学生や公園の近くなどでは  
子どもの「飛び出し」を予測して減速し、

**生活道路** 高齢者を早めに  
見つけて、「不意の横断」に備えましょう。



※夜は、特に、  
進行方向の右側から  
横断してくる歩行者に注意を。

「ながら運転」は  
絶対にダメ!



●お出かけ前に、  
ゆとりのある計画を  
立てましょう。

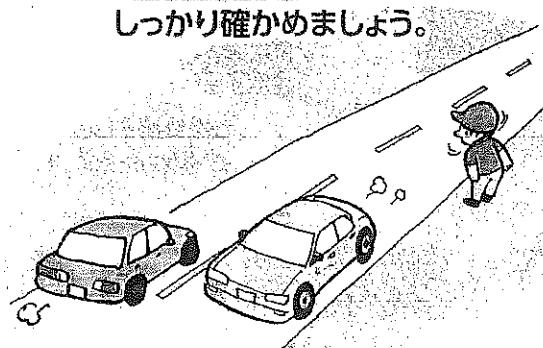
●長距離運転するときは  
こまめに休憩を  
とりましょう。

### 飲酒運転を絶対にしない! させない!

飲酒運転をした人はもちろん、「飲酒した人に車を貸す」等の行為をした人も厳罰です。



**直路を度々前** 右や左から車が来ていないか、  
しっかり確かめましょう。



駐停車車両の直前・直後や  
通り過ぎた車のすぐ後ろから  
横断するのは危険です。

できるだけ、信号機のある  
横断歩道を利用しましょう。